

福監査第201号  
平成15年10月24日

請求人 児嶋 研二 様  
外5名

福岡市監査委員 高 橋 宏 和  
同 上 野 寛

### 住民監査請求について（通知）

平成15年8月27日付けで提出を受けた住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり通知します。

#### 第1 住民監査請求の内容等

##### 1 請求人

氏名 児嶋 研二 氏

住所 福岡市早良区早良6-3-26

外5名（氏名省略）

##### 2 請求日

平成15年8月27日

##### 3 住民監査請求の趣旨

平成14年7月から12月までに行われた、福岡市議会議員の進藤邦彦氏、大石司氏、渡辺史人氏、今村恵美子氏、小宮文子氏、江藤博美氏、手島敏文氏の議会費による海外視察旅費は概算払いにより支出されているが、精算がなされていない。

福岡市議会議員の海外視察に関しては、任期中に百万円を上限として2回以内で認めることが慣例化しており、事前に現金が手渡され、事後も用途を領収証で確認し記録として残すことなく支出が行われてきた。市議会事務局には、旅費の支出に関わる書類は

添付の書類以外には存在しない。航空運賃の多様化の中で、福岡市の財政上のコストを削減するためにも市民が納得のいくような市議会議員の海外視察の支出規定が整備されなければならない。

航空運賃、車賃の支出は、福岡市職員等旅費支給条例第14条の2、第15条によると「実費」を支給するものとなっており、概算払いがなされた場合には、当然精算が必要である。ところが、各議員が指定する旅行代理店が作成した内容明細のない見積書により支出が決定され、航空賃、車賃の支払額を証明できる書類の提出を受けて実際の支出額を確認した上での精算は行われていない。このことは福岡市長が財産の管理を違法、不当に怠るものである。そこでこれを是正するために、福岡市長は本件海外旅費分について、前記海外視察者との間に航空賃、車賃の精算を行い、過払い分があった場合には福岡市に対して返還させるよう勧告を求める。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。  
添付資料 情報公開条例により公開された旅費の支出にかかる一切の書類。

(海外行政視察出張申請書、旅行命令書、旅費明細書、支出命令書、海外行政視察出張報告書、精算(戻入)整理書)

(原文のまま記載)

#### 4 事実証明書

- (1) 公文書公開請求書
- (2) 公文書公開決定通知書
- (3) 監査請求の趣旨記載の各議員に係る次の書類
  - ア 海外行政視察出張申請書
  - イ 旅行命令書
  - ウ 旅費明細書
  - エ 支出負担行為兼支出命令書(兼請求書)
  - オ 精算(戻入)整理書
  - カ 海外行政視察出張報告書 (進藤邦彦氏分のみ)

#### 5 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成15年9月22日に請求人児嶋研二氏外2名から陳述を受けるとともに、「福岡市長に関する措置についての住民監査請求に関する陳述書」と題する書面の提出を受けた。

- 6 なお、本件住民監査請求の監査に先立って、議会選出の、津田隆士委員及び上野忠之委員については、今回の住民監査請求についての監査を差し控えたい旨の申出があり、監査に加わらなかった。

## 第2 要件審査

1 請求人児嶋研二氏外5名(以下、「請求人」という。)から、平成15年8月27日付で提起があった住民監査請求(以下、「本件監査請求」という。)によると、請求人が主張する市長が「財産の管理を怠っている」という事実の監査を行うに当たり、精算行為が財務会計法規に違反して違法、不当であるか否かの判断をしなければならない関係にあることから、地方自治法(以下、「法」という。)第242条第2項本文の住民監査請求の対象となる行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求を行うことはできないという期間制限が及ぶこととなる(最高裁第1小法廷平成14年7月18日判決参照)。

この点について、本件監査請求の対象とされる7名の議員のうち渡辺史人氏(以下、「渡辺氏」という。)及び手島敏文氏(以下、「手島氏」という。)に係る海外出張の旅費については、海外出張の精算行為があった日から、それぞれ1年以内に本件監査請求がなされており、法第242条第2項本文の要件を満たすものであるが、他の5名の議員においては、精算行為があった日から、それぞれ1年以上経過しており、同項本文の規定を満たしていないこととなる。

2 また、法第242条第2項ただし書によると、住民監査請求の対象となる行為のあった日又は終わった日から1年を経過したことについて「正当な理由」があるときは、住民監査請求が認められていることから、さらに、この点について検討を加えると、本市における市議会の公文書については、平成14年7月1日以降において、情報公開の対象となっていたことから、請求人は、同日以降において議員の海外出張に関する関係文書一切を知ることができ、現に平成15年5月6日に、情報公開によって各議員に係る海外出張の旅費の精算行為を知ることができたものであり、請求人が、監査請求を行ったのは、平成15年5月6日から3ヶ月半以上経過した同年8月27日であり、本件監査請求及び請求人からの陳述などから見ても、請求人が5名の各議員の海外出張に係る監査請求について各精算行為があった日から1年を経過した後に行ったことについて、法第242条ただし書にいう「正当な理由」があるとは解されない。

3 したがって、請求人から提起があった住民監査請求のうち、渡辺氏及び手島氏に係る住民監査請求については、監査の対象とし、その他5名の議員の海外出張に係る本件監査請求については、法第242条第2項の要件を満たさず、不適法な請求として却下する。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

福岡市議会議員としての渡辺氏及び手島氏の海外行政視察出張に関し、本件監査請求において、「航空運賃、車賃の支出は、福岡市職員等旅費支給条例第14条の2、第15条によると「実費」を支給するものとなっており、概算払いがなされた場合には、当然精算が必要である。ところが、各議員が指定する旅行代理店が作成した内容明細のない見積書により支出が決定され、航空賃、車賃の支払額を証明できる書類の提出を受けて実際の支出額を確認した上での精算は行なわれていない。このことは福岡市長が財産の管理を違法、不当に怠るものである」という請求人の主張を法第242条第1項に規定された住民監査請求の要件のうち、「財産の管理を怠る事実」として監査対象事項とする。

監査に当たっては、次の主な事項について実施する。

- (1) 関係法令上、請求の対象となっている旅費の概算払いは適正であるか。
- (2) 関係法令上、請求の対象となっている旅費の精算は適正であるか。
- (3) 過払いが生じ、市の損害は発生しているか。

#### 2 事情聴取

- (1) 概況聴取  
議会事務局
- (2) 個別聴取  
ア 渡辺氏  
イ 手島氏  
ウ 総務企画局 人事部 労務課長，同課第1係長他1名

#### 3 関係人聴取

- ア 収入役室 審査課長
- イ 総務企画局 国際部 国際交流課長，同課交流係長
- ウ 旅行者 A社（渡辺氏利用業者）
- エ 旅行者 B社（手島氏利用業者）

#### 第4 監査の結果

請求人の請求については、理由がないものと認め、これを棄却する。

#### 第5 調査結果

##### 1 市議会議員に関する海外行政視察出張に係る旅費の支給制度等について

###### (1) 海外行政視察出張に係る旅費支給の根拠

法第203条第3項において地方公共団体の議員は、「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる」と規定されている。

また、福岡市特別職職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第4条第1項において、市議会議員である特別職の職員が「その職務のために旅行をしたときは、費用弁償として旅費を支給する」と規定されるとともに、同条第2項において、この場合における旅費の種類、額及びその支給方法は、福岡市職員等旅費支給条例（以下、「旅費支給条例」という。）の定めるところによる旨規定されている。

ところで、旅費支給条例第2条によると、「この条例において職員とは、地方公務員法第3条に定める特別職及び一般職に属する職員をいう」と規定されており、同条例第26条により、「外国旅行の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律の外国旅行に関する規定を準用する」と規定されている。

その主な内容としては、実費額を支給することとされている交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）及び旅行雑費（予防注射料、旅券交付手数料、査証交付手数料、空港使用料(税)、入出国税等）と、旅行者（海外出張対象者）の旅費等級・旅行先の区分に応じて定額により支給することとなっている日当（昼食費、諸雑費、目的地内交通費）、宿泊料（宿泊料金、夕食代、朝食代、宿泊に伴う諸雑費）、食卓料（水路及び航空機による旅行の場合で宿泊料が支給されない場合の朝食・夕食代及びこれに伴う雑費）、支度料（国内旅行の場合と異なる準備・携行品を要するための費用）等がある。

###### (2) 海外行政視察旅費の概算払いについて

ア 旅費については、法第232条の5第2項、法施行令第162条及び福岡市会計規則第45条の規定により、概算払いをすることができると定められている。

また、旅費支給条例第11条第1項の規定によると、旅費(概算払いに係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者は、所定の申請書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出または支払いをする者に提出しなければならない旨規定されている。

イ 外国旅行に関しては、福岡市における旅費の支出の事務処理を統括的に所管する市長部局(総務企画局労務課)において、旅費支給条例の運用基準が出されており、次のとおり考え方が示されている。

(ア) 定額により支給するもの

日当、宿泊料、食卓料、支度料は、旅行者の旅費等級・旅行先の区分(別表3)に依り定められた額を支給する。

(イ) 実費額を支給するもの

a 交通費及び旅行雑費については「実費額」を支給する。

b 旅行業者を通じて手続きを行う場合の具体的な金額の算定については、旅行業者が作成した見積書に記載された金額に基づいて支給することとする。

この場合、旅行命令書に旅行業者が作成した見積書を添付する。

c なお、見積書については、なるべく複数の旅行業者から提出を求めるなどして、予算の効率的な支出に留意するものとする。

ウ 海外出張における概算払いを行う場合については、収入役室によると、旅行命令書に、選定した旅行業者の見積書しか添付されていない状況であるとのことである。

また、海外出張旅費を支給する場合は、原則として、出発日の前日に支給する取扱いがなされている。

(3) 海外行政視察出張旅費の精算について

ア 福岡市会計規則第57条によると、「概算払いを受けた債権者は、その用務又は事業の終了後5日以内に明細書を添付して精算しなければならない。」と規定されている。

また、旅費支給条例第11条第1項において、「概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払いをする者に提出しなければならない」と規定されるとともに、同条第2項において、「概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。」と規定されている。

イ 議会事務局の説明によると、海外行政視察出張を行った議員は速やかに精算を行うこととされており、具体的な事務処理としては、議会事務局において、日程や行程のとおりに出張を行い旅費に過不足が生じなかったかどうかについて、関係書類をもとに旅行者にその旨の確認を行い、過不足がなかった場合は、旅行命令書の精算欄に概算額と同額の金額を記入のうえ、当該旅行命令書の旅行者印の欄に当該議員の押印を受け、精算整理書に当該旅行命令書を添付し、支出担当課長の決裁を経ることにより、精算を行っている。

なお、過不足が生じた場合は、精算整理書又は支出命令書に領収書を添付し、他の

関係書類とともに、支出担当課長の決裁を経て、追給、戻入の事務処理を行うこととされている。

#### (4) 航空運賃の領収書の添付について

平成15年3月13日付けで、総務企画局長、収入役室長名により、「旅費制度における航空賃の支給方法等の変更及び「福岡市職員等旅費支給条例の運用」の改正について」という文書が出され、平成15年4月1日から、航空運賃の設定状況及び旅行の実態等を勘案し、航空賃の支給方法等について、全市的に、「精算時に領収書又は航空券の写し(航空運賃の金額が表示されているものに限る。)を提出すること」とされている。

## 2 市議会議員の海外行政視察出張の目的等及び事務手続について

### (1) 海外行政視察出張の目的及び概要

本市における、市議会議員の海外行政視察出張については、今日、地方分権や国際化が進み、地方独自の政策判断が問われるなか、国内だけではなく、海外の実情や先進的な事例の把握がますます重要となっており、議員が海外視察を行い、国際的な見識、感覚を高めることは、議会の政策提案機能や監視機能の強化に繋がり、本市の発展に貢献するものとして実施されている。

議員の海外行政視察出張に関しては、各会派の代表者による会議(以下、「代表者会議」という。)において、「議会費による海外渡航について」申し合わせがなされており、その中で、「100万円の範囲内で、全員の議員が、任期中1年度に限りその年度中2回まで渡航することができる」、「渡航計画は、行政視察を目的とするものでなければならない」等とされている。

視察先の選定については、あらかじめ代表者会議で承認された全国市議会議長会や九州市議会議長会による海外行政視察プラン等による場合と、議員独自で海外行政視察出張を計画する場合がある。

視察後は、議長へ海外視察に関する出張報告書の提出を義務付けており、海外視察出張を実施した議員からは、すべて出張報告書の提出を受けている。

なお、平成14年7月1日から、市議会においても公文書公開の対象となったことに伴い、同日以降提出を受けた海外視察出張報告書については、議会事務局において文書管理がなされている。

### (2) 海外行政視察出張の事務手続について

渡辺氏及び手島氏に係る海外行政視察出張については、議員独自で海外行政視察出張を計画する場合に該当するものであり、この場合における事務手続については、以

下のとおりである。

ア 海外行政視察出張を行おうとする議員は、海外視察の計画を立案し、旅行業者との協議を行うなどして視察コースを決定し、その後、「渡航計画書」を代表者会議に提出し、その承認を受けなければならないとされており、代表者会議の承認後「海外行政視察出張申請書」を作成し、議会事務局を通じて、当該申請書について議長の決裁を受ける。

イ 当該議員は、議長の決裁を受けた後に、旅行業者の見積書を議会事務局に提出し、議会事務局において、「海外行政視察出張申請書」と旅行業者の見積書により旅行命令書を作成し、当該旅行命令書に日程表、旅行業者の見積書等を添付して、議長の決裁を受け、支出命令書を作成し、決裁後の支出命令書を添えて、支出担当課長の決裁を経た後に、収入役（収入役室審査課）に提出する。

ウ 収入役（審査課）における審査終了後、議員に旅費が支給される。当該議員は、海外行政視察出張後に速やかに精算を行う。

福岡市においては、支出担当課において、作成された精算に関する必要書類について、当該旅行者の確認印を受け、支出担当課長の決裁を経て精算が行われており、議会事務局においても同様の手続きがなされている。

エ 海外行政視察出張を実施した議員は、議長に出張報告書を提出し、決裁を受ける。

### 3 本件監査請求に係る議員の出張旅費の事務処理について

#### (1) 渡辺氏に係る海外行政視察出張について

・福岡市と米国オークランド市姉妹都市締結40周年記念訪問団の派遣が福岡市姉妹都市委員会において決定され、市議会をはじめ関係団体に参加案内が送付されたことに伴い、渡辺氏は、当該訪問団の一員として、海外行政視察出張を行うこととなったものである。

・福岡市姉妹都市委員会事務局（当時は総務企画局国際部国際交流課内）において、緊急時に対応ができることなどを考慮して選定された旅行業者4社に仕様書を送付し、見積書の徴収が行われた。その旅行業者4社の中で旅行代金が最も廉価であったA社を、同訪問団派遣に係る取扱業者と決定した。

・渡辺氏は、姉妹都市委員会の選定したA社から提出された見積書に基づき、日程等についても同訪問団と同様の出張の手続きがなされている。

・渡辺氏は、平成14年8月30日付けで議長に対し、海外行政視察出張申請書を提出し、議会事務局を通して議長の決裁を受け、平成14年8月28日付けで旅行命令書が作成され、日程表、旅行業者が作成した見積書を添付して同日に議長の決



裁を受けている。

なお、海外行政視察出張申請書の作成日が、旅行命令書の作成日より遅れたのは、出張日が差し迫っていたことに伴う手続上の事情によるものである。

- ・出張は平成14年9月3日から平成14年9月9日までの7日間で、訪問先はアメリカ合衆国のサンフランシスコ、オークランドであった。

- ・旅行者A社からは、平成14年8月26日付で旅行代金見積書として、航空運賃290,000円(全日空・ビジネスクラス)、専用バス代33,400円、空港税8,700円(成田・アメリカ)、航空保険料2,180円の合計334,280円で提出されていた。

- ・旅費の支出については、議会事務局において、平成14年8月28日付で支出命令書を作成し、支出担当課長の決裁を受け、当該支出命令書に決裁後の旅行命令書を添えて、収入役室審査課に提出し、同年9月2日付けで概算払いとして旅費530,100円が支出されていた。

- ・概算払いされた、旅費530,100円の内訳としては、旅行者A社の見積書による334,280円その他、旅費等級及び旅行区分によって定額で支給される日当40,500円、宿泊料111,700円、支度料43,120円と、実費で支給する鉄道賃500円(福岡市営地下鉄、天神駅～福岡空港駅)であった。

なお、渡辺氏の旅費は、市長の要請によって参加した他の議員と同様の計算方法により、積算されていた。

- ・平成14年9月10日付けで、議会事務局において、渡辺氏から旅行日程などの確認を行い概算払いされた旅費と同額で精算が行われていた。

- ・海外行政視察出張終了後の平成14年10月30日付けで、渡辺氏から議長に対し、海外行政視察出張報告書が提出されていた。

- ・定額で支給される日当、宿泊料、支度料は、旅費支給条例及び同条例の運用基準に従い、適正に支給されていることを確認した。

- ・実費で支給される旅費のうち航空賃、車賃、旅行雑費については、旅行者の見積書により概算払いされていることから、渡辺氏に尋ねたところ、出張から1年を経過していることもあり、現在は領収書は持っていないとのことであったので、旅行者A社から監査事務局に対し、平成15年10月6日に渡辺氏の領収明細書の提出を受け、これにより、航空賃、車賃、旅行雑費として概算払いにより支給された334,280円と旅行者への支払額が同額であることを確認した。

## (2) 手島氏に係る海外行政視察出張について

- ・以前から交流があった韓国福祉団体から招待を受け、韓国への海外行政視察を計画し、韓国旅行企画に精通している旅行者B社に旅行の企画について依頼した。

- ・平成14年11月19日付けで議長に対し海外行政視察出張申請書を提出し、議会事務局を通して同日に議長の決裁を受け、平成14年12月19日付けで旅行命令書が作成され、日程表、旅行者が作成した見積書を添付して、同日に議長の決裁を受けている。

- ・出張は、平成14年12月27日から平成14年12月30日までの4日間で、訪問先は韓国大邱<sup>テグ</sup>、木浦<sup>モッポ</sup>、釜山<sup>プサン</sup>であった。
  - ・旅行者B社からは、平成14年12月19日付けで旅行費用見積書として船賃（コビー利用、階級区分なし）福岡と釜山の往復24,000円、専用車代（釜山～大邱、大邱～木浦、木浦～釜山、釜山市内）68,800円、港湾使用料（博多港400円、釜山港120円）520円の合計93,320円で提出されていた。
  - ・旅行命令書については、205,340円の旅費の算定がなされ、平成14年12月19日付けで議長までの決裁がなされていた。
  - ・旅費の支出については、議会事務局において、平成14年12月19日付で支出命令書を作成し、支出担当課長の決裁を受け、当該支出命令書に決裁後の旅行命令書を添えて、収入役室審査課に提出し、同年12月25日付けで概算払いとして旅費205,340円が支出されていた。
  - ・概算払いされた旅費205,340円の内訳としては、旅行者B社の見積書による93,320円その他、旅費等級及び旅行区分によって定額で支給される日当16,800円、宿泊料51,600円、支度料43,120円と、実費で支給する鉄道賃500円であった。
  - ・平成15年1月6日付けで、議会事務局において、手島氏に旅行日程の確認を行い、概算払いされた旅費と同額で精算が行われていた。
  - ・海外視察終了後の平成15年2月17日付けで、手島氏から議長に対し海外出張報告書が提出されていた。
  - ・定額で支給された日当、宿泊料、支度料については、旅費支給条例及び同条例の運用基準等に従い、適正に支給されていた。
  - ・実費で支給される旅費のうち、船賃、車賃、旅行雑費については、旅行者の見積書により概算払いされていることから、手島氏に尋ねたところ、現在、領収書は持っていないとのことであった。そこで、旅行者B社への調査により、船賃はコビーの定額表によって旅客運賃が24,000円であること、また、旅行雑費については港湾使用料が520円であることや車賃については韓国内の運賃料金表及び車賃に係る原価計算書によってワンボックス車（6人乗り）借上料金が、68,800円であることの算定根拠について確認を行うとともに、船賃、車賃、旅行雑費として概算払いにより支給された93,320円と旅行者への支払額が同額であることについて確認を行った。
  - ・また、旅行者B社から、専用車の借上げについて、小人数用の黒塗り乗用車はワンボックス車に比較して、2倍以上の料金になること、また、手島氏の訪問地は、観光コースではなく、訪問地間の距離がかなり離れていることから、日程の関係から、路線バスを利用することは困難であったので、専用車の借上げとなったとの説明を受けた。
- なお、実費支給される旅費のうち、鉄道賃については、福岡市営地下鉄の天神駅から福岡空港駅までの料金500円が支給されていたが、船での渡航に伴い、車賃として西鉄バス（天神～博多港国際ターミナル）360円の料金になることから、差額の140円については、戻入の処理がなされていた。

## 第6 別添資料

- 別表 1 海外行政視察出張一覧
- 別表 2 海外行政視察出張の状況
- 別表 3 外国旅行の旅費定額

## 第7 監査委員の判断

### 1 議員の海外行政視察出張について

福岡市議会における海外行政視察においては、今日、地方分権や国際化が進み、地方独自の政策判断が問われるなか、国内だけではなく、海外の実情や先進的な事例の把握はますます重要になっていることから、本市の発展に貢献するものとの趣旨で行われている。

「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な機能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することもできる」(最高裁第1小法廷昭和63年3月10日判決)とされており、議員が海外行政視察を行い、国際的な見識、感覚を高めることは、本市議会の政策提案機能や、監視機能の強化に繋がるものと考えられる。

議員の海外行政視察をどのような方法で行うかについては、議会において判断されるべき事項と考える。

渡辺氏及び手島氏の海外行政視察出張については、議会における申し合わせに従い、代表者会議により承認され、その後、議長の旅行命令によって海外出張が行われ、その報告書が議長宛に提出されており、これらのことから、両氏の海外出張は議会の取扱いに従ったものである。

### 2 海外行政視察出張旅費の概算払いについて

海外の旅費については、国家公務員の旅費に関する法律を準用し、旅費支給条例及び同条例の運用など関係法令の規定に基づいて、支給することとされている。

旅費については、国内外の旅行を問わず、旅行の前に旅行業者等への支払いなど必要となることから、通常、概算払いが行われている実情にある。

概算払いされる旅費のうち、宿泊料、日当、支度料等定額により支給されるものについては、旅行者の旅費等級や旅行先の区分に応じて定められた額をもとに日程や行程によって積算した額について支給されており、また、交通費、旅行雑費及び鉄道賃等実費額により支給されるものについては、旅行業者が作成した見積書や鉄道運賃表などによって算定した額について、支給されている。

渡辺氏及び手島氏に概算払いで支給された旅費について、事務手続き、関係書類等を調査したところ、関係法令等に従い、適正に概算払いが行われていた。

### 3 海外行政視察出張旅費の精算について

福岡市における、概算払いによる海外出張旅費の精算の事務処理については、前記2で述べたとおり、定額によるものと実費によるものについて、旅行者の旅費等級及び出張の日程や行程に応じて積算した額が支給されていることから、あらかじめ予定されていた出張計画どおりに出張が実施された場合においては、概算払いの金額と精算額に過不足が生じない。

福岡市会計規則によると、概算払いを受けた旅行者は、用務終了後5日以内に精算しなければならない旨規定されており、概算払いの金額と精算額に過不足が生じなかった場合においても、海外出張終了後、必ず精算を行わなければならないこととされている。

したがって、議員の海外行政視察の場合においても、日程や行程のとおりに出張を行い旅費に過不足が生じなかったかどうかについて、関係書類をもとに旅行者にその旨の確認を行い、概算払いの金額に過不足が生じなかった場合は、旅行命令書の精算欄に旅行者の押印を求め、精算の事務処理が行われているものであり、渡辺氏及び手島氏に係る精算についても同様の事務手続を経て、精算が行われているものである。

### 4 海外行政視察出張旅費の支出について

渡辺氏に支給された旅費のうち、定額で支給された日当、宿泊料、支度料は、旅費支給条例等に基づいて適正に支出が行われており、また、実費で支給された航空賃、車賃及び旅行雑費については、旅行業者からの聞き取りと旅行代金領収明細書により、鉄道賃については、地下鉄料金表により、それぞれ適正に支出が行われていることを確認した。

手島氏に支給された旅費のうち、定額で支給された日当、宿泊料、支度料は、旅費支給条例等に基づいて適正に支出が行われており、また、実費で支給された船賃、車賃、旅行雑費については、旅行業者からの聞き取りと、船賃定額表、料金表などによって、それぞれ適正に支出が行われていることを確認した。

以上のとおり、渡辺氏及び手島氏に係る海外行政視察出張の旅費については、旅費支給条例等に基づいて適正に支出されており、過払い分が生じていないことから、福岡市長が財産の管理を違法、不当に怠っているという請求人の主張については、理由がないものと認め、本件監査請求を棄却することとする。

## 監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、意見を提出する。

### 1 福岡市長に対して

#### (1) 旅行者からの見積書の添付について

議員等市職員の海外出張旅費については、旅行者からの見積書が、交通費及び旅行雑費の実費額の算定基礎となることから、福岡市職員等旅費支給条例の運用においては、「見積書はなるべく複数の業者から提出を求めるなどして、予算の効率的な支出に留意するものとする」との指導がなされているが、旅行命令書に添付される見積書については、選定した旅行者しか見積書が添付されていない状況が見受けられることから、今後、市民に対する説明責任を果たす観点からも、旅行命令書の作成において、複数の旅行者から求めた見積書の取扱いなど旅行者の選定過程等を明らかにする方策について検討されたい。

#### (2) 交通費等の精算について

福岡市においては、従来、交通費の精算に際し、旅行者が旅行命令された日程や行程のとおり旅行を行ったかどうかについて、関係書類をもとに旅行者にその旨の確認を行い、概算払いの金額に過不足が生じなかった場合は、同額精算として事務処理がなされているが、平成15年4月1日に、昨今の航空運賃の多様化に伴い、福岡市職員等旅費支給条例の運用が一部改正され、航空賃については、精算時に領収書または航空券の写し（航空運賃の金額が表示されているものに限る。）を提出することとなったところである。

しかしながら、海外旅行の場合は、国内旅行の場合とは異なり、鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費については、運賃表などによる料金の確認が困難なことを踏まえ、旅行者からの領収書を添付して精算することなど料金等の確認方法について、検討されたい。

### 2 福岡市議会に対して

議員が海外行政視察出張を行い、国際的な見識、感覚を高めることは本市議会の政策提案機能や、監視機能の強化に繋がり、本市の発展に貢献するものであることから、議員の海外出張の報告書については、議会図書室での管理やホームページでの掲載など、市民、議員及び市職員が報告書を閲覧できるように、報告書の情報提供や活用方法等の方策などについて、今後、検討を進められたい。